

# 附帯決議案提出書

議案第 36 号「令和 2 年度横手市一般会計予算」に対する附帯決議(案)

附帯決議案を、横手市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 2 年 3 月 16 日

提出者  
横手市議会議員 青山 豊

賛成者  
横手市議会議員 菅原亀代嗣  
〃 奥山 豊和  
〃 佐藤 清春  
〃 佐々木喜一  
〃 土田百合子  
〃 大日向香輝  
〃 小野 正伸

横手市議会議長 播磨 博一 様

理 由

「総合計画策定事業」の執行にあたり、適切な事業の実施を求めるもの。

## 議会議案第 1 号

### 議案第 36 号「令和 2 年度横手市一般会計予算」に対する附帯決議

令和 2 年度横手市一般会計予算 2 款 1 項 7 目の「総合計画策定事業」において、大型公共施設整備等に関する市民検討に要する経費が計上されている。

市の説明では、市長の私的諮問機関として 10 人から 20 人程度の市民検討委員会を組織し、体育館、文化ホール、市民プールの 3 施設について再配置の方向性を議論し、令和 2 年夏ごろまでに市長に答申するとしている。

大型公共施設は利用する市民にとって重要であるとともに、未来の横手市の財政運営に大きな影響を与えるものでもあり、委員は重大な役割を担うことになる。このような市の将来を左右する検討をするにあたり、限られた人数と極めて短い期間で意見をまとめるという方針は拙速に過ぎるという印象が拭えない。

また、これまで合併特例債については発行限度額の 75% までの活用に留めるとしていた方針を、新市建設計画の変更に伴い 100% の活用に改めるという説明があった。将来の財政運営上、過大な負担とはならないと言いつつも、横手市財産経営推進計画において長寿や維持に位置付けられている施設であっても必ずしも修繕が十分ではない状況である。そもそも横手市財産経営推進計画自体、市民にその内容が浸透しておらず、しっかりとした市民説明と周知が求められている。

以上のことから、事業実施にあたっては以下の点に留意して、より住み良い魅力的な横手市の未来につなげるための市民検討委員会となるよう、適切な対応を求めるものである。

1. 十分な検討期間を設けるとともに、多様な市民の意思を十分に反映できるように委員を選定すること。また検討委員会の開催の状況を明らかにし、その検討の経過と結果を速やかにかつ丁寧に市民及び議会へ公表すること。
2. 委員となる市民に対しては、検討委員会の責任の重大さをしっかりと認識していただくとともに、公共施設の修繕が十分ではない現状と横手市財産経営推進計画の内容及び方向性、また横手市の財政について詳細な説明を行い理解していただいた上での議論となるように努めること。

以上、決議する。

令和 2 年 3 月 1 9 日

横 手 市 議 会